

2025年（令和7年）3月6日

農林水産大臣
江藤 拓 様

高病原性鳥インフルエンザ対策の強化に関する申し入れ

立憲民主党高病原性鳥インフルエンザ等対策本部長
小川 淳也

越境性動物疾病である高病原性鳥インフルエンザは、今シーズンにおいて50を超える事例の発生が確認され、1月における飼養鶏の殺処分対象羽数は、シーズン全体では過去最多であった令和4年度を大きく上回る事態となった。

高病原性鳥インフルエンザがまん延すれば、養鶏産業が甚大な被害を受けるとともに、国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給が脅かされることとなる。

高病原性鳥インフルエンザの更なる発生及び全国的なまん延の防止並びに生産者の経営継続等に向けて、養鶏業者のみならず、農林水産省をはじめとする関係府省、都道府県、市町村、関連事業者等の関係者が一致協力して対策に当たる必要がある。ついては、以下の事項を申し入れる。

1. 開放鶏舎だけでなく、最新の設備・技術を導入したウィンドレス鶏舎においても高病原性鳥インフルエンザが発生している状況にあることから、発生の原因と感染経路の究明を国主導で早急に行うこと。

2. 高病原性鳥インフルエンザの更なる発生を防ぐためにも、養鶏農場における飼養衛生管理基準の遵守及び早期発見・早期通報の徹底を図ること。また、野生小動物の侵入防止柵や防鳥ネットの整備等のもとより、塵埃等を介した感染拡大を防ぐための不織布シート等の導入等一段踏み込んだ飼養衛生管理の徹底についての支援策を強化すること。

3. 高病原性鳥インフルエンザの発生で損害を受けた養鶏農場に対する経営再開に向けた支援、移動制限・搬出制限区域内にあって影響を受けた養鶏農場に対する経営継続の支援を確実に実施すること。また、殺処分した家畜が適切かつ迅速に処理されるよう支援を行うこと。

4. 高病原性鳥インフルエンザの発生時には、生産物の流通等に係る運送業者や関連事業者にも多額の損失が生じるため、これらの者に対する経営継続に向けた新たな財政支援を検討すること。

5. 各都道府県における防疫措置や関係自治体が対策に要した経費に対して速やかな支援を行うこと。加えて、発生農場周囲の主要道路やため池周辺の消毒等の防疫措置が確実に実施されるよう十分な支援を措置すること。また、大規模農場での発

生や同時多発に係る防疫措置については、発生都道府県における職員の負担及び財政上の負担が大きいことから、国において、処理に当たる家畜防疫員等が速やかに派遣される体制を整備するとともに、財政支援を拡充すること。

6. 風評被害の防止及び防疫措置の円滑・確実な実施のために、高病原性鳥インフルエンザに関する科学的知見や食品の安全性についての正確な情報発信に丁寧に取り組むこと。

7. 我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生を理由として我が国からの鶏肉及び鶏卵の輸入を停止している国・地域については、速やかに当該国・地域の政府当局と停止の解除に向けた協議を進めること。

8. 国外における高病原性鳥インフルエンザの感染事例を踏まえ、人、物等を介した諸外国から我が国への本疾病ウイルスの侵入を防止するため、国家防疫としての輸入検疫に万全を期すこと。

以上